

出願要件ニュージーランドでの 特許出願について。

ウォーターマークのチームは、オーストラリア、ニュージーランドそして太平洋諸島において、知的財産のあらゆる事柄に対する 専門的なアドバイスと援助を提供しています。

PCTの国内段階以外の特許出願の場合

出願に必要な情報

- 出願人の氏名、住所、および国籍、または出願人が法人の場合は、法人化した国または州、
- 発明者の氏名、住所そして国籍、
- 条約に基づく優先権主張の基礎となる出願の出願番号、出願日、国名、および優先権主張出願の出願人の氏名、住所、国籍、そして
- 出願人が発明者でない場合は、この出願と優先権主張の基礎となる出願の出願人がその権利を発明者から取得した方法。

出願に必要な書類

- 英語で書かれた明細書、
- 要約、
- 2組の図面(適当な場合)当事務所の記録用を含みます、
- 条約による優先権を主張する場合は、優先権文書の認証付きコピー、そしてそれが英語で書かれていない場合は、出願日から3ヶ月以内に優先権文書の翻訳者が作成した認証付き英訳文書が必要です。

PCTの国内段階への移行の場合

- PCT出願を特定する明細の提出、さらに第一章か第二章に従う出願かを教えてください。
- 必要な場合は例えば規則第26条に基づき出願された明細書および補正頁の認証付き英訳文。
- 審査官が要求する場合は、優先権文書の認証付き英訳文。
- 出願人が発明者でない場合は、この出願と優先権主張の基礎となる出願の出願人がその権利を発明者から取得した方法。

Our Offices:

メルボルン
電話: +61 3 9819 1664

シドニー
電話: +61 2 8874 0400

パース
電話: +61 8 9222 0100

電子メール:
mail@watermark.com.au

ウェブサイト:
www.watermark.com.au

🐦 @WatermarkIP
🏢 Watermark
Intellectual Property

Our Services:

- Patents & Designs
- Trade Marks
- IP Legal
- IP Advisory
- Competitive Business Intelligence